

年金

東北地方太平洋沖地震で被災された国民年金被保険者の皆さまへ

◆国民年金保険料の免除についてのお知らせ

被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますと、一日も早い復興をお祈りいたします。

①被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

②免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

③免除の申請手続きの期間は、23年2月分～23年6月分の保険料は23年7月末までに行ってください。23年7月以降の免除については7月以降にお問い合わせください。

《被災により国民年金保険料の免除の申請をされる方は》

免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付していただく必要があります。記載された書類は、市町村役場またはお近く

の年金事務所までご提出ください。また、ご本人が提出できないときは、委任状が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

免除申請書と被災状況届(国民年金保険料免除申請用)は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

■ホームページ http://www.nenkin.go.jp/index.html ※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きを取っていただく必要がありますので速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

●国民年金保険料は、退職失業による特例免除があります! 保険料を一部納付したのと同じ 免除期間の年金額の計算は保険料が納付された場合と比較して、2分の1となります。

◎万が一の際にも確かな保障 病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間について

は支給対象の期間とされます。 ◎本人所得を除外して審査 特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います(配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります)。

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、市役所か年金事務所で行ってください。また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

▼手続きに必要なもの ①年金手帳 ②認め印 ③失業していることを確認できる書類(雇用保険受給者証、離職票等) ※勤務先の退職証明書では確認できません。

●お問い合わせ 南国年金事務所 088-864-1111 市役所市民保険課

◆お問い合わせ 南国年金事務所 088-864-1111 市役所市民保険課



義援金の受付

高知県と日赤支部、県共同募金会が東日本大震災への被災地支援義援金の口座を開設しています。また市では、3月17日から本庁、福祉事務所、各支所へ募金箱を設置しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。頂いた義援金は、被災地の復興資金として活用されます。

◎高知県 (県会計管理課 ☎088-823-9093)

Table with 3 columns: 金融機関名, 口座番号, 口座名義人. Lists various banks and their account details for disaster relief.

✦日本赤十字社高知県支部 ※「東北関東大震災義援金」と明記 (日赤県支部 ☎088-872-6295)

Table with 3 columns: 金融機関名, 口座番号, 口座名義人. Lists various banks and their account details for disaster relief.

高知県共同募金会 (県共同募金会 ☎088-844-3525)

Table with 3 columns: 金融機関名, 口座番号, 口座名義人. Lists various banks and their account details for disaster relief.

みんなの広場

妙見神社の移設について



香我美町山北吉次地区の北方、秋葉山に連なる南斜面中腹に、はるか昔から地域の鎮守様としてあがめられてきた妙見神社があります。

その参道は道幅も狭く、お社までは30～40分の険しい山登りを要するため、高齢化により参拝が困難となった方々の要望で、神社を移設することとなりました。

JA山北果樹センターから約2km、ふもとの駐車可能な分岐点から約15分、簡易舗装の道を行くと、ミカン畑が終わり雑木林へと続く分岐点の登り口に、ごちんまりとしたお社が見えてきます。

今までと比べると、ずいぶん楽に参拝ができますので、これを機に、大勢の方々に知っていただければと思います。

【問い合わせ】安岡 ☎090-8317-8853

香南警察署

春の全国交通安全運動 5月11日(水)～20日(金)

毎年恒例の春の全国交通安全運動が始まります。「子どもと高齢者を交通事故から守ろう」をスローガンとして、香南警察署管内でも取り締まりの強化や各種交通安全行事を実施し、安全運動の周知徹底を図り、交通事故防止を呼びかけます。皆さんご協力よろしくお願いいたします。



ドライバーも歩行者も、一人ひとりが気をつけて交通ルールをしっかり守り、事故を起こさず、また事故に遭わないように、交通安全意識を高めて行きましょう。(高齢者アドバイザー 岡崎由美)

特定計量器 定期検査

必ず受けましょう!!

- 計量法では、2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。 ●今年は香南市が検査の年です。 ●対象者は最寄りの会場で必ず受検してください。

◆定期検査の日時・場所

Table with 3 columns: 検査日, 受付時間, 検査場所. Lists inspection dates, times, and locations.

《問い合わせ》

●高知県計量検定所 ☎088-845-7770 ●市役所商工水産課



広報のこ意見 香南市へ来てまだ1年経たないので、南海地震のことを知ることができて良かったです。



職員の方々が色々PRしている姿(写真が見られ、親しみが持てるものになってきていると思います)。